平成２６年（フ）第２６３号
大阪市浪速区恵美須西３丁目３番26号マンションセイコウ605号
債務者　永瀬　　浩
1　決定年月日時　平成26年２月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月16日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第３９９号
大阪市中央区島之内２丁目５番26―805号
債務者　杉原　道代（旧姓米田）
1　決定年月日時　平成26年２月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月16日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第４０１号
大阪市淀川区三国本町１丁目９番３号新大阪西コーポ401号
債務者　水野　輝男
1　決定年月日時　平成26年２月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月16日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第４０４号
大阪市中央区谷町９丁目１番７号503
債務者　小川三和子
1　決定年月日時　平成26年２月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月16日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第４０５号
大阪府吹田市豊津町54番１号
債務者　加賀　静江
1　決定年月日時　平成26年２月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月16日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第２３６２号
名古屋市緑区池上台１―13　コーポ池上303号、住民票上の住所名古屋市緑区大形山1113番地　トウフジ滝ノ水Ｄ棟303号
債務者　平山　麗子
1　決定年月日時　平成26年２月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月21日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第１５４号
山口市吉敷下東３丁目３番15―704号　プロジェクトビル
債務者　泉本　秀樹
1　決定年月日時　平成26年２月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月９日まで
山口地方裁判所民事部破産係

平成２５年（フ）第６１６号
岡山県赤磐市西軽部288番地16
債務者　尾関　利子
1　決定年月日時　平成26年２月６日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月７日まで
5　免責審尋期日　平成26年４月17日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第６４６号
岡山県玉野市和田３丁目16番６号、旧住所岡山県倉敷市西富井1080番地７　セジュール21　A101号室
債務者　松田　早織
1　決定年月日時　平成26年２月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月７日まで
5　免責審尋期日　平成26年４月15日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第３号
岡山市東区益野町232番地４サンシティ益野１Ｆ南
債務者　巳谷　町子
1　決定年月日時　平成26年２月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月７日まで
5　免責審尋期日　平成26年４月18日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第６１０号
東京都渋谷区富ケ谷１丁目14―21―302
債務者　荒牧　聖奈（旧姓小林）
1　決定年月日時　平成26年２月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月８日まで
5　免責審尋期日　平成26年４月８日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第７４５号
東京都足立区東和２丁目21―10―502
債務者　駿河　洋平
1　決定年月日時　平成26年２月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月８日まで
5　免責審尋期日　平成26年４月８日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第７４６号
東京都中野区丸山２丁目６―10―202
債務者　大西　　円
1　決定年月日時　平成26年２月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月８日まで
5　免責審尋期日　平成26年４月８日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第８４７号
東京都中央区佃２丁目19―１―910
債務者　左方真由美こと　佐方真由美
1　決定年月日時　平成26年２月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月８日まで
5　免責審尋期日　平成26年４月８日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第８４８号
東京都北区中十条３丁目26―15
債務者　小嶋　　司
1　決定年月日時　平成26年２月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月８日まで
5　免責審尋期日　平成26年４月８日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第８４９号
東京都練馬区大泉学園町８丁目１－３
債務者　市川　　恒
1　決定年月日時　平成26年２月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月８日まで
5　免責審尋期日　平成26年４月８日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第８５８号
東京都練馬区下石神井５丁目４―13―202
債務者　原田　邦雄
1　決定年月日時　平成26年２月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月８日まで
5　免責審尋期日　平成26年４月８日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部